

当院を定期的に受診されている患者さんへ



石川県立高松病院

電話診療による処方箋発行のご案内

新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、当院を定期的に受診されており、継続的な処方が必要な患者さんに対して、電話診療による処方箋の発行ができるようになりました。(令和2年2月28日付け厚生労働省通知)

1. 対象となる方

当院で定期的に処方を受けていて、症状が安定している方

2. 処方できるお薬

これまで定期的に処方されていたお薬

3. お申込み方法

①お申込み

診察予約日の7日前から前日までに専用電話へお申し込みください。

076-281-2638 または 076-282-5716

受付時間 14時00分から16時30分まで(平日のみ)

②電話診療

診察予約日の予約時間前後に外来担当医から患者さんへお電話します。

注意：医師が外来での診察が必要と判断した場合は、当日ご来院をお願いする場合があります。

③お薬のお受け取り

電話診療終了後、処方箋を従来から利用の調剤薬局宛てにFAX送信しますので、4日以内に調剤薬局にてお薬をお受け取りください。

④お会計

電話診療に係る費用は、次回来院日にお支払いをお願いします。